令和４年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：病院局

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	62.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	47.1%
全職員	54.9%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	46.7%
本庁課長相当職	102.3%
本庁課長補佐相当職	ー
本庁係長相当職	99.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	91.7%
３１～３５年	99.3%
２６～３０年	80.6%
２１～２５年	63.4%
１６～２０年	65.6%
１１～１５年	74.2%
６～１０年	60.6%
１～５年	48.3%

【説明欄】

・2(1)本庁課長補佐相当職については該当する職員が存在しない。
・給与水準が高い医師および歯科医師について，男性の人数割合が 85.7%となっている。
・「本庁部局長・次長相当職」においては，男性医師の割合が高く，管理職手当，初任給調整手当，地域手当の男性支給割合が，それぞれ，90%，100%，100%となっており，差異の大きくなる要因の一つとなっている。
・勤続年数 1 年～30 年においては，いずれも管理職手当（初任給調整手当・地域手当）が，男性支給割合が高く，手当の総額に占める男性の割合は 80%以上であり，差異の要因の一つとなっている。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。